

議案 第 32 号

三宅町税条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町税条例（昭和35年9月三宅町条例第37号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年6月12日提出

三宅町長 森 田 浩 司

三宅町税条例の一部を改正する条例

三宅町税条例（昭和 35 年 9 月三宅町条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第 10 条の 2 第 18 項を同条第 19 項とし、同条第 17 項の次に次の 1 項を加える。

18 法附則第 15 条第 4 5 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、次の各号に定める日から施行する。

（1）附則第 5 条第 1 項の改正規定及び次条の規定 平成 31 年 1 月 1 日

（2）附則第 3 条の規定 平成 31 年 10 月 1 日

（3）附則第 10 条の 2 第 18 項を同条第 19 項とし、同条第 17 項の次に 1 項を加える改正規定 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）の施行の日

（町民税に関する経過措置）

第 2 条 前条第 1 号に掲げる規定による改正後の三宅町税条例の規定中個人の町民税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（三宅町税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 3 条 三宅町税条例の一部を改正する条例（平成 26 年 6 月三宅町条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第 82 条及び新条例」を「三宅町税条例第 82 条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第 82 条第 2 号ア（イ）	3, 900 円	3, 100 円
第 82 条第 2 号ア（ウ）	6, 900 円	5, 500 円
a	10, 800 円	7, 200 円
第 82 条第 2 号ア（ウ）	3, 800 円	3, 000 円
b	5, 000 円	4, 000 円
附則第 16 条第 1 項	第 82 条	三宅町税条例の一部を改正する条例（平成 26 年 6 月三宅町条例第 26 号。以下この条において「平成 26 年改正条例」という。）附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 82 条

附則第16条第1項の表 第2号ア（イ）の項	第2号ア（イ）	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア（イ）
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表 第2号ア（ウ）aの項	第2号ア（ウ）a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア（ウ）a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表 第2号ア（ウ）bの項	第2号ア（ウ）b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア（ウ）b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

三宅町税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

本則による改正三宅町税条例(昭和35年9月 三宅町条例第37号)

改正後（案）	現行
附 則 （個人の町民税の所得割の非課税の範囲等） 第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、町民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）は課さない。 2及び3 略 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 略 2～17 略 <u>18 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u> <u>19 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</u>	附 則 （個人の町民税の所得割の非課税の範囲等） 第5条 当分の間、町民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が<u>控除対象配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、町民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）は課さない。 2及び3 略 （法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合） 第10条の2 略 2～17 略 18 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

三宅町税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

附則第3条による改正三宅町税条例の一部を改正する条例(平成26年6月三宅町条例第26号)

改正後（案）	現行
附 則 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る三宅町税条例第82条及び附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 【別記1 参照】	附 則 第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____に係る新条例第82条及び新条例附則第16条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 【別記1 参照】

【別記1】

現行

新条例第82条第2号ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
新条例附則第16条第1項の表以外の部分	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
新条例附則第16条第1項の表以外の部分	5,000円	4,000円
	第82条	三宅町税条例の一部を改正する条例（平成26年三宅町条例第26号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
新条例附則第16条第1項の表第2号アの項	第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

改正後（案）

第82条第2号ア（イ）	3,900円	3,100円
第82条第2号ア（ウ）a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第82条第2号ア（ウ）b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第16条第1項	第82条	三宅町税条例の一部を改正する条例（平成26年6月三宅町条例第26号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条
附則第16条第1項の表第2号ア（イ）の項	第2号ア（イ）	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア（イ）
	3,900円	3,100円
附則第16条第1項の表第2号ア（ウ）aの項	第2号ア（ウ）a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア（ウ）a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第16条第1項の表第2号ア（ウ）bの項	第2号ア（ウ）b	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第82条第2号ア（ウ）b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

